

新型コロナウイルス・ワクチン接種証明書交付申請書

(事後・再発行申請用)

申請日：(西暦) 年 月 日

外務省領事局帰国邦人新型コロナウイルス・ワクチン接種支援室 宛

【申請情報】

(証明書を必要とする人) 請求者	氏名				
	氏名ローマ字 (パスポート記載のもの)				
	旧姓/別姓/別名 (希望者のみ。パスポート記載の表記のみ可。) ※下段にローマ字表記を要記入	旧姓		別姓	別名
	旅券番号 (現有の旅券) (該当者のみ) 在留カード/特別永住者証明書番号				
	接種日※ ¹ 接種会場※ ²	1回目: 年 月 日 <input type="checkbox"/> 羽田/成田空港 <input type="checkbox"/> 職域 2回目: 年 月 日 <input type="checkbox"/> 羽田/成田空港 <input type="checkbox"/> 職域 追加接種(3回目): 年 月 日 <input type="checkbox"/> 羽田/成田空港 4回目: 年 月 日 <input type="checkbox"/> 羽田/成田空港 5回目: 年 月 日 <input type="checkbox"/> 羽田/成田空港			
	連絡先電話番号				
	連絡先メールアドレス				
	申請理由 (事後申請・紛失・旅券切替以外の理由で申請する場合には必要な理由や経緯を記載してください。「単なる予備として必要」等の理由では申請は受け付けられませんので、ご了承ください。) 申請をお受けできない場合、申請書類は同封いただく返信用封筒を用いて返送します。	<input type="checkbox"/> 事後申請 (空港接種時にその場で証明書を受領していない場合) 接種時の旅券番号: <input type="checkbox"/> 紛失/ <input type="checkbox"/> 旅券切替 (番号変更) 旧旅券番号: <input type="checkbox"/> その他 理由:			

※¹居住地等で既に1回目の接種を受けた上で本事業を利用し計2回目の接種を受けた方(本事業で1回しか接種していない方)については、本事業では1回目接種のみ実施しているものと記録されますので、該当する場合は1回目の接種日のみを記入してください。

※²職域とは、外務省事業の海外在留邦人等向け職域接種を指します。(2021年7~8月、事前申請のあった団体等においてのみ実施)

-裏面も印刷の上、必要事項をご記入ください-



（申請書を提出している人） 申請者※ ³	□上記請求者と同じ（該当する場合下記の項目は記入不要）	
	氏名	
	請求者との関係	□夫・妻 □父母・子 □祖父母・孫 □その他（ ）

※³ 請求者以外の方が申請者となる場合は、以下の委任状への記載が必要です。また、請求者が異なる場合は申請者の本人確認資料（パスポート、運転免許証等）の写しを添付してください。

＜委任状＞

私、 （氏名直筆）は、新型コロナウイルス・ワクチン接種証明書交付申請書の申請について、代理人 （氏名）に申請を委任します。

申請にあたり必要な書類

1. 本申請書
2. 旅券のコピー
 ※接種時に提示した旅券と異なる旅券で証明書の発行を希望する場合（旅券切替時等）は、本人確認のため接種時に提示した旅券のコピーも併せて提出してください。
3. （外国人のみ）在留カード／特別永住者証明書のコピー
4. 接種情報記載書類のコピー
 接種記録書もしくは接種証明書（旅券切替に伴う申請の場合は、旧旅券番号にて発行されたもの）
5. 返信用封筒（切手付。料金不足の場合は返送できませんのでご注意ください。）
6. （請求者と申請者が異なる場合のみ）申請者の身分証明書（パスポート、運転免許証等）の写し

日本国外での受け取りを希望される方は、送付受付メールアドレス（ryouwa@mofa.go.jp）宛に、希望受け取り先公館（大使館／総領事館）を明記したメールに上記1～6（5を除く）をスキャンしたデータを添付して送付ください（データが大きいと受信できない場合がありますので、特に画像ファイルのサイズにはご注意ください。）。申請内容を確認したうえで、当該申請者の居住地を管轄する在外公館に接種証明書を送付しますので、同在外公館からの連絡を受け、同在外公館にて受領してください。

通常は申請を受理してから国内郵送であれば1週間、在外公館での受け取りであれば3週間程度を目処に交付していますが、郵便事情もあり確約するものではありません。

※本事業で接種を受けた後、日本国内の自治体に住民票を入れた方については、当該自治体での接種証明書発行が可能ですので、当該自治体にお問い合わせください。